○金融庁告示第十号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）及び協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。

平成二十六年二月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

次に掲げる告示の規定中「又は前払年金費用」を削る。

一　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第四条第二項第一号ヘ及び第八条第二項第五号

二　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第四条第二項第一号ヘ及び第八条第二項第五号

○経済産業省・財務省・内閣府令第一号
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年経済産業省・財務省・内閣府令第一号）第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年経済産業省・財務省・内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

第二条第一項中「のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項」を「（直近の二事業年度に係るものに限る。）」に改め、「次項に定める」を「第三項に定める」及び「第四項に定める」を削り、同条第二項中「自己資本」を「前項の自己資本」に改め、同条第三項中「定性的」を「第一項の定性的」に改め、「の各号」を削り、同項第十号中「前項に定める」を削り、同条第四項中「定量的」を「第一項の定量的」に改め、「の各号」を削り、同項第二号ハ中「、第百六条」を削り、「第二百三十条」を「第二百三十条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第百六条、」を加え、同号チ中「次に掲げる」の下に「ヨクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める」を加え、同号ヌ中「実績値」を「実績値と」に改め、同項第四号イ⑵中「商工組合中央金庫が」を削り、「を採用する場合」を「が適用されるポートフォリオに係るもの」に改め、同項第五号イ⑼及びロ⑶中「第二百三十条」を「第二百三十条第一項」に改め、同号ハ⑼及びニ⑷中「第二百八十五条の五第二項」の下に「において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百三十条（第一項第二号を除く。）」を加え、同項第七号イ中「、時価及び」を「及び時価並びに」に改める。

第三条を次のように改める。

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）

第三条　前条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条に規定する中間事業年度をいう。）に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定性的な」と、同項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と、同項第一号ハ中「この条及び第四条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号中「除く。第四条第四項第八号において同じ。」とあるのは「除く。」と、同号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

第四条の見出し中「事業年度」を「連結会計年度」に改め、同条第一項中「のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項」を「（直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）に係るものに限る。）」に改め、「次項に定める」「第三項に定める」及び「第四項に定める」を削り、同条第二項中「自己資本」を「前項の自己資本」に改め、同条第三項中「定性的」を「第一項の定性的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号イ中「に規定する」を「の規定により」に、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）」を「連結財務諸表規則第五条」に改め、同項第十一号中「前項に定める」を削り、同条第四項中「定量的」を「第一項の定量的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「その他金融機関等」の下に「（自己資本比率告示第八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）」を加え、同項第三号ク中「、第百六条」を削り、「第二百三十条」を「第二百三十条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第百六条、」を加え、同号チ中「次に掲げる」の下に「ヨクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める」を加え、同号ヌ中「実績値」を「実績値と」に改め、同項第四号イ⑵中「商工組合中央金庫が」を削り、「を採用する場合」を「が適用されるポートフォリオに係るもの」に改め、同項第六号イ⑼及びロ⑶中「第二百三十条」を「第二百三十条第一項」に改め、同号ハ⑼及びニ⑷中「第二百八十五条の五第二項」の下に「において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百三十条（第一項第二号を除く。）」を加え、同項第八号イ中「、時価及び」を「及び時価並びに」に改める。

第五条を次のように改める。

（連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項）

第五条　前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定は、規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項の定性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項の定量的な」と、同項第二号ヘ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。